

2026年度 戦略的国際交流事業(招へいセミナー) に係る企画提案公募要領

大阪府では、2025年大阪・関西万博を通じて、世界各国・地域との国際交流を深め、相互理解の促進を図ってきた。万博によって出来た世界各国・地域とのつながりと府域における国際交流の機運を一過性のもので終わることなく、維持・発展させていくため、「世界の社会課題を学び、国際交流と相互理解を促進する」ことをテーマとした2026年度 戦略的国際交流事業(招へいセミナー)を、若者世代を対象に実施する。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

2026年度 戦略的国際交流事業(招へいセミナー)

(1) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(2) 事業概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

14,906,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※本事業を履行するための全ての経費を含みます

※上記上限額のうち3,000,000円は招聘に係る航空券代(燃油サーチャージ及び諸税に係る費用を含み、手数料は含まない)とします

2 スケジュール

令和8年5月15日(金)	公募開始
令和8年5月22日(金)	説明会開催
令和8年5月29日(金)午後5時	質問受付締切
令和8年6月15日(月)正午	書類提出締切
令和8年6月24日(水)	選定委員会
令和8年6月下旬頃	契約締結
令和9年3月31日(水)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年5月15日(金)から令和8年6月15日(月)正午まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府府民文化部都市魅力創造局国際課都市外交グループ

所在地:大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

電話番号:06-6210-9312

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、国際課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o070090/kanko/proposal_kokusai/2026.html) からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和8年5月15日(金)から令和8年6月15日(月)正午まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

オ 提出方法

書類は、必ず受付場所に持参してください(郵送、電子メール等による提出は認めません)。

事前に、必ず電話にて当課(06-6210-9312)あてに、持参の連絡をお願いします。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

(2) 応募書類

様式名	内 容	提出部数
様式1	応募申込書	原本1部、両面コピー4部
様式2	企画提案書(下部に通しページ番号を付けること)	原本1部、両面コピー4部
様式3	応募金額提案書	原本1部、両面コピー4部
様式4	類似事業実績申告書(過去に実施した類似実績がある場合のみ別途詳細資料5部と併せて提出)	原本1部、両面コピー4部
様式5-1	【共同企業体で参加の場合】共同企業体届出書	1部
様式5-2	【共同企業体で参加の場合】共同企業体協定書の写し	1部
様式5-3	【共同企業体で参加の場合】委任状	1部
様式5-4	【共同企業体で参加の場合】使用印鑑届	1部
様式6	障がい者雇用状況報告書 ・常用労働者の総数が40.0人未満の場合のみ提出 ・常用労働者が40.0人以上の場合は、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」(令和7年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。)	1部
様式7	誓約書(参加資格関係)	1部
—	応募書類(様式1~7)の電子媒体(CD-R等)	

(下表の書類は、各1部提出のこと。)

書類名	内 容
別添ア	定款又は寄付行為の写し(原本証明)
別添イ	①【法人の場合】法人登記簿謄本 ・発行日から3か月以内のもの ②【個人の場合】本籍地の市区町村が発行する身分証明書 ・発行日から3か月以内のもの ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの ③【個人の場合】法務局が発行する成年後見登記に係る「登記がされていないことの証明書」 ・発行日から3か月以内 ・成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことが分かるもの
別添ウ	納税証明書 ・発行日から3か月以内 ・未納がないことの証明であること ①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書 ・大阪府内に事業所がない場合、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
別添エ	財務諸表の写し(1部:最近1か年のもの、半期決算の場合は2期分) ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類は、以下のように提出してください。

応募書類	提出方法	提出部数
様式1～様式4	A4ファイルに綴って原本1部、両面コピー4部提出 <u>(コピーのうち3部については、個人名及び事業者名、社章などを黒塗りする等して、応募者が特定できないようにしてください。(表紙及び背表紙含む。))</u>	計5部
様式5-1～様式7 及び別添ア～カ	A4ファイルに綴って1部提出	1部

※応募書類(様式1～7)は電子媒体(CD-R等)での提出もお願いします。

ウ ファイルの表紙及び背表紙には提案事業名を記入してください。

<記入例>「2026年度 戦略的国際交流事業(招へいセミナー)」提案書

エ 書類提出後の差し替えは、原則認めません。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和8年5月22日(金)14時から15時まで

(2) 開催場所

Microsoft TeamsのWeb会議機能を使ったオンライン説明会

(3) 申込方法

・電子メール(メールアドレス:kokusai@sbox.pref.osaka.lg.jp)で、

「件名」の始めに「【説明会申込】戦略的国際交流事業」、

本文に「①事業者名 ②参加者職・氏名 ③連絡先 ④参加人数」を明記の上、申込みください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

(電話連絡:土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

※電子メール以外(口頭、電話等)による申込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和8年5月19日(火)正午まで

※説明会への参加は必須ではありません。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年5月29日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール(メールアドレス: kokusai@sbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

なお、「件名」に「質問:戦略的国際交流事業(事業者名)」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

(電話連絡:土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答は、令和8年6月8日(月)までに国際課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o070090/kanko/proposal_kokusai/2026.html)に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

・選定委員会開催日 令和8年6月下旬

※詳細については、別途連絡します。

・選定委員会場所 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)内

※選定委員会開催日に選定委員会場所へ出席が難しい場合は、オンライン会議システム Microsoft Teams での出席も可能。

オンラインでの出席を希望の場合は、令和8年6月18日(木)正午までに、電子メール(kokusai@sbox.pref.osaka.lg.jp)にてご連絡ください。なお、電子メール送信後は、必ず電話連絡をお願いします。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業企画	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーについて、事業目的及び内容を踏まえ、参加する高校生や大学生等（以下「参加者」という。）の海外への興味を喚起し、各国・地域の文化や世界共通の社会課題について理解を深めるための効果的な実施内容が提案されているか 	25点
	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の興味を引く実施手法や能動的な参加を促すための工夫が凝らされているか。また、セミナー内で講師と参加者との交流を促進するような工夫が凝らされているか。 ・セミナー講師の選定にあたり、参加者への訴求力や集客力の観点から、適切な者を提案できているか。当該講師と被招へい者の専門領域や講演内容を考慮し、それぞれの講演が相乗効果を得られる工夫があるか。 	25点
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に係る広報計画及びウェブページや SNS 等の活用方法が明確・効果的であるか。 ・参加者の興味を引く募集方法が提案されているか。 ・多くの高校生・大学生等に申し込んで頂くための実効性のある手段が具体的に提案されているか。 	25点
実施体制・実施手法・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーに係る企画提案の内容及び被招聘者の渡航手続きや府滞在に係る各種手配について、確実に遂行できる運営体制であるか。 ・通訳以外に、社内にビジネスレベルでの英語でのコミュニケーションが可能な人材を有するなど、より円滑な事業遂行に資する事業の実施に必要な人員の配置が可能か。 ・提案者の過去の実績等を踏まえ、専門性、ノウハウは本業務を実施するのに十分か。 ・本事業の実施に耐えうる経営・財務状況か。 ・提案内容や手法、スケジュール等の実現性・具体性があるか。 	15点
障がい者雇用	<p><実雇用率> 5.00%以上:5点、4.17~4.99%:4点、3.34~4.16%:3点、2.51~3.33%:2点 <法定雇用障がい者数超過数> 7人以上:5点、5~7人未満:4点、3~5人未満:3点、1~3人未満:2点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。</p>	5点
価格点	<ul style="list-style-type: none"> ・価格点の算定式 満点(5点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 	5点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を国際課ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/o070090/kanko/proposal_kokusai/2026.html) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の評価点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 *品質点及び価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *評価点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他 (最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式8)を提出いただきます。
誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付

しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が确实と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます。）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html